

Ⅱ 水道整備対策事業

1 水道整備対策事業概況

県民の日常生活に密接し、産業活動の基盤である水道においては、安全で安定的な水道水の供給・確保が最も重要である。

このため、立入検査等の水道施設の監視・指導を計画的に実施することにより、飲料水の安全の確保に努めるとともに、適正な水質管理の実施を指導した。

また、簡易専用水道については、法定定期検査の受検等を指導するとともに、水道法の規制対象とならない飲用井戸等については、定期の水質検査の実施等を指導した。

一方、水道普及率の向上、水道施設の耐震化の促進や水道の広域化の推進のため、水道施設整備国庫補助制度の活用や水道事業認可指導等を通じて、市町の水道施設整備の促進を図った。

2 許認可等の諸手続き状況

年度別状況

区分	用水供給				上水道				簡易水道				専用水道			合計								
	事業・変更		廃止		事業・変更		廃止		記載事項変更届出	業務委託届出	事業・変更		廃止		確認	記載事項変更届出	業務委託届出	事業・変更		水道事業廃止		専用水道確認	記載事項変更届出	業務委託届出
	認可	届出	許可	届出	認可	届出	許可	届出			認可	届出	許可	届出				認可	届出	許可	届出			
総数	26				1	2			1			1	8		10	20	13	1	2	1	8	10	21	13
	25								2		2	1	1	1	3	33	13	2		1	1	3	36	13
	24				1	1			1	1	1	1		2	8	15	2	2	2			8	18	4
	23				1	2			1		3	3		3	6	16	8	4	5		3	6	17	8
	22				1	1				1	1	1			1	2	4	2	2			1	2	5
県	26				1	2			1			1	8		1	3		1	2	1	8	1	4	
	25								2		2	1	1	1		2		2		1	1		5	
	24				1	1			1	1	1	1		2	1			2	2			2	4	2
	23				1	2			1		3	3		3				4	5		3		1	
	22				1	1				1	1	1						2	2					1
市町	26	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	9	17	13	/	/	/	/	9	17	13
	25	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	31	13	/	/	/	/	3	31	13
	24	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	6	14	2	/	/	/	/	6	14	2
	23	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	6	16	8	/	/	/	/	6	16	8
	22	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	2	4	/	/	/	/	1	2	4

(注1) 水道法に基づく許認可等の件数を計上しており、市町欄には、県内の市及び特例条例による事務移譲町（大崎上島町・世羅町・北広島町・神石高原町）における件数を計上している。

3 水道施設監視状況

(平成26年度)

	上水道										簡易水道					専用水道					簡易専用水道				小規模水道		合計				
	立入対象施設数	立入延件数	総数	水分件数			行政指導	立入対象施設数	立入延件数	総数	水分件数			立入対象施設数	立入延件数	総数	施設数	受検数	受検率	通報施設数	立入延件数	立入対象施設数	立入延件数	施設数	立入対象施設数	立入延件数	施設数	立入延件数	施設数	立入延件数	
				水道技術	管理者	改善命令					水道技術	管理者	改善命令																		水道技術
総数	11	8					8	86	56				51	193	75				59	5,230	4,273	81.7	6	5	133	27	5,653	429	171	118	
県計	11	8					8	86	56				51	32	10				5	222	213	95.9			49		400	178	74	64	
県保健所計	11	8					8	86	56				51	11	7				3	172	167	97.1			16		296	124	71	62	
西部	6	3					3	35	13				13	11	7				3	172	167	97.1			16		240	68	23	19	
西部東	1	1					1	7	7				7														8	8	8	8	
東部	2	2					2	26	25				23														28	28	27	25	
北部	2	2					2	18	11				8														20	20	13	10	
権限移譲分計														21	3				2	50	46	92.0			33		104	54	3	2	
大崎上島町																															
世羅町														3	2				2	6	6	100.0			8		17	11	2	2	
北広島町														17							26	23	88.5			7		50	24		
神石高原町														1	1						7	6	85.7			18		26	19	1	
市計														161	65				54	5,008	4,060	81.1	6	5	84	27	5,253	251	97	54	
広島市														68	14				14	2,702	2,292	84.8	4	3	7	7	2,777	79	24	14	
呉市														8	4						449	338	75.3			6	6	463	14	10	
竹原市														2	1				1	47	38	80.9					49	2	1	1	
三原市														12	1				1	177	148	83.6			7		196	19	1	1	
尾道市														4							210	163	77.6	1	1	2		216	7	1	
福山市														8	10				4	660	481	72.9			11	10	679	19	20	4	
府中市														4	1				1	39	31	79.5			2		45	6	1	1	
三次市														14							69	61	88.4			11		94	25		
庄原市														6							65	45	69.2			4		75	10		
大竹市														1							33	32	97.0			3		37	4		
東広島市														13	12				11	312	226	72.4	1	1	6		331	20	13	11	
廿日市市														13	22				22	208	175	84.1			8	4	229	21	26	22	
安芸高田市														8							27	20	74.1			15		50	23		
江田島市																					10	10	100.0			2		12	2		

32

※立入対象施設数とは、平成26年度内に稼働実績のある施設である。
 ※上水道は、国所管分（給水人口50,000を超えるもの）を除く。

※簡易専用水道の施設数とは、平成27年3月31日時点において、各管内に存在する施設数である。
 ※簡易専用水道の立入対象施設は、登録検査機関から通報のあった施設数である。
 ※合計欄の施設数は、立入対象施設数と簡易専用水道の施設数の和である。

4 広域的水道整備計画の概要

区分	広島圏域		備後圏域	
策定年月	昭和57年3月		平成4年3月	
区域	広島圏域15市町		備後圏域7市町	
目標年次	平成7年度		平成22年度	
目標普及率	93.2%		96.6%	
計画給水人口	1,167,690人		872,790人	
計画給水量	630,600m ³ /日		446,995m ³ /日	
根幹施設	名称	広島水道用水供給事業	広島西部地域水道用水供給事業	沼田川水道用水供給事業
	対象	5市5町	3市	4市1町
	水源	高瀬堰, 土師ダム, 温井ダム	魚切ダム, 弥栄ダム	棕梨ダム, 竜泉寺ダム, 福富ダム
	給水量	240,000m ³ /日	123,000m ³ /日	110,000m ³ /日

5 水道の普及状況

(1) 施設数

平成25年度末現在、水道法に規定する給水人口101人以上の水道は、県内に298か所ある。

(単位：か所)

年度	水道用水供給事業		上水道事業				簡易水道事業			専用 水道	合計
	県営	組合営	市	町	組合	計	公営	その他	計		
25	3	0	14	4	0	18	84	2	86	191	298
24	3	0	14	4	0	18	86	2	88	200	309
23	3	0	14	4	0	18	89	2	91	206	318
22	3	0	14	4	0	18	90	2	92	205	318
21	3	0	14	3	0	17	93	2	95	219	334
20	3	0	14	3	0	17	96	3	99	232	351
19	3	0	14	3	0	17	98	5	103	233	356
18	3	0	14	3	0	17	112	6	118	230	368
17	3	0	15	6	0	21	109	6	115	229	368
16	3	0	14	16	1	31	130	8	138	223	395

※ 数値は、各年度末現在。

(2) 給水人口

平成25年度末の給水人口は、2,701,490人で、総人口に対する普及率は94.2%となっている。

水道別の給水人口は、上水道2,605,664人、簡易水道83,596人、専用水道12,230人で、給水人口の96.5%が上水道、3.1%が簡易水道、0.5%が専用水道となっている。

給水人口 (単位：人，%)

年度	上水道		簡易水道		専用水道		給水人口
	給水人口	構成比	給水人口	構成比	給水人口	構成比	
25	2,605,664	96.5	83,596	3.1	12,230	0.5	2,701,490
24	2,605,323	96.4	85,240	3.2	12,223	0.5	2,702,786
23	2,605,050	96.3	87,927	3.2	12,431	0.5	2,705,408
22	2,606,975	96.3	87,553	3.2	12,491	0.5	2,707,019
21	2,606,232	96.3	86,976	3.2	13,331	0.5	2,706,530
20	2,598,582	96.0	93,666	3.5	14,446	0.5	2,706,694
19	2,593,683	95.9	94,744	3.5	15,049	0.6	2,703,476
18	2,584,972	95.8	98,379	3.6	14,868	0.6	2,698,219
17	2,578,599	95.7	99,728	3.7	14,906	0.6	2,693,233
16	2,571,123	95.7	98,725	3.7	17,265	0.6	2,687,113

※ 数値は、各年度末現在。

(3) 普及率

平成25年度末の普及率は94.2%で、前年度より0.2ポイント上昇している。

普及率 (単位：人，%)

年度	総人口	給水人口	普及率	全国平均普及率
25	2,868,273	2,701,490	94.2	97.7
24	2,874,970	2,702,786	94.0	97.7
23	2,881,635	2,705,408	93.9	97.6
22	2,888,393	2,707,019	93.7	97.5
21	2,892,908	2,706,530	93.6	97.5
20	2,897,044	2,706,694	93.4	97.5
19	2,900,195	2,703,476	93.2	97.4
18	2,901,563	2,698,219	93.0	97.3
17	2,902,539	2,693,233	92.8	97.2
16	2,902,165	2,687,113	92.6	97.1

※ 数値は、各年度末現在。

陸地・島しょ部別普及率 (単位：人，%)

区分	総人口	給水人口	普及率
陸地部（過疎地域）	216,378	139,968	64.7
陸地部（その他）	2,539,416	2,451,586	96.5
島しょ部（過疎地域）	60,183	58,905	97.9
島しょ部（その他）	52,296	51,031	97.6
過疎地域総数	276,561	198,873	71.9

(4) 上水道事業

ア 事業数

平成25年度末の事業数は、18事業である。

イ 給水状況

平成25年度の年間総給水量は、3億167万 m^3 である。

(ア) 年間給水量

(単位：千 m^3)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
25	301,671	285,808	277,565	8,243	15,863
24	304,935	288,507	280,015	8,492	16,428
23	307,424	290,444	281,868	8,576	16,980
22	312,602	295,210	286,608	8,602	17,392
21	310,422	293,426	284,475	8,951	16,996
20	315,374	297,793	288,684	9,109	17,581
19	321,026	302,247	292,939	9,308	18,779
18	322,221	302,303	292,958	9,345	19,918
17	326,842	304,788	295,060	9,728	22,054
16	325,182	302,499	293,080	9,419	22,683

(注) 総給水量：配水池などから配水管に送り出された総水量。

有効水量：給水装置のメーターで計算された水量もしくは需要者に到達したと認められる水量。

有収水量：料金徴収の対象となった水量。

有効無収水量：料金不徴収となるメーター不感水量および料金徴収の対象とならない（消火用、公衆飲料用等）水量。

無効水量：メーターより上流部での漏水や水道施設の損傷などにより無効となった水量。

(イ) 給水量の分析

(単位：%)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
25	100.0	94.7	92.0	2.7	5.3
24	100.0	94.6	91.8	2.8	5.4
23	100.0	94.5	91.7	2.8	5.5
22	100.0	94.4	91.7	2.8	5.6
21	100.0	94.5	91.6	2.9	5.5
20	100.0	94.4	91.5	2.9	5.6
19	100.0	94.2	91.3	2.9	5.8
18	100.0	93.8	90.9	2.9	6.2
17	100.0	93.3	90.3	3.0	6.7
16	100.0	93.0	90.1	2.9	7.0

(ウ) 需要用途別年間有収水量

平成25年度の需要用途別年間有収水量は、生活用が2億875万 m^3 で全体の75.2%を占め、業務営業用が5,269万 m^3 で19.0%を占めている。

需要用途別給水状況

(単位：千 m^3)

年度	生活用	業務営業用	工業用	その他	計
25	208,747	52,691	13,560	1,971	277,565
24	209,966	53,482	14,045	1,938	280,015
23	210,715	53,666	14,686	2,203	281,868
22	212,609	55,688	15,396	2,329	286,608
21	209,584	56,749	15,072	2,499	284,475
20	208,923	60,570	16,548	2,643	288,684
19	210,659	62,758	16,636	2,886	292,939
18	210,061	63,417	16,754	2,726	292,958
17	210,877	63,696	17,091	3,396	295,060
16	207,261	64,363	17,617	3,839	293,080

※需要用途別給水量の端数は四捨五入しているため、計と内訳は必ずしも一致しません。

(エ) 給水量の分析

平成25年度の各上水道事業における年間で最も給水量の大きい日の給水量（一日最大給水量）の合計は、93万 m^3 /日である。

また、1人1日当たり平均給水量は317 l である。

給水量の分析

年度	1日当たり給水量 (m^3)			1人1日当たり給水量 (l)		
	計画一日最大給水量	一日最大給水量	一日平均給水量	計画一日最大給水量	一日最大給水量	一日平均給水量
25	1,439,530	929,476	826,500	529	357	317
24	1,446,940	948,213	835,444	530	364	321
23	1,440,987	949,771	839,965	527	365	322
22	1,467,615	990,048	856,451	531	380	329
21	1,486,460	950,195	850,479	536	365	326
20	1,564,460	1,002,656	864,047	558	386	333
19	1,564,460	1,011,171	877,145	558	390	338
18	1,609,760	1,039,644	882,823	564	402	342
17	1,612,235	1,052,029	895,483	565	408	347
16	1,632,315	1,073,918	891,202	571	418	347

(注) 分水量は含まない。

(オ) 水道料金

平成25年度における家庭用水道料金（10m³換算，メーター使用料，消費税を含む）をみると、県平均は1,395円となっており、団体別では江田島市の2,247円が最も高く、最低の大竹市の687円との格差は3.3倍になっている。

料金の集金方法は、一部委託が1事業，全部委託が3事業となっている。

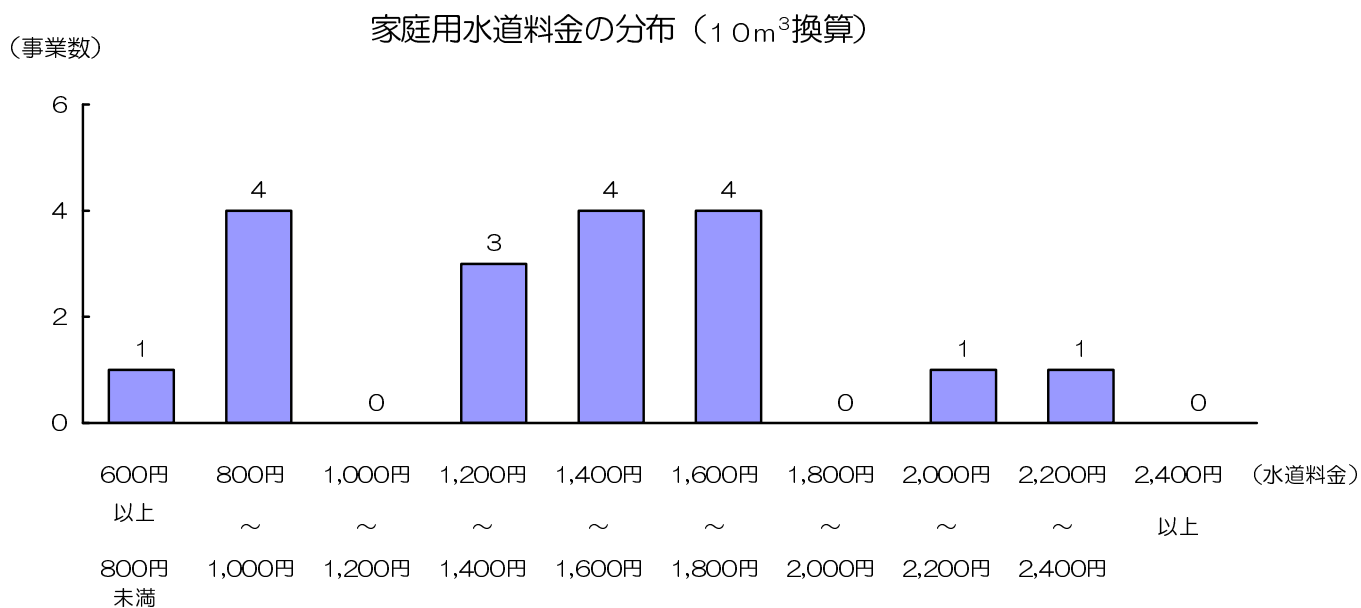
料金徴収期間は、2ヶ月ごとが11事業，1ヶ月ごとが7事業となっている。

家庭用水道料金の推移

年 度	10m ³ 当たり平均水道料金	指 数	10m ³ 当たり最高水道料金
25	1,395	99	2,247
24	1,395	99	2,247
23	1,395	99	2,247
22	1,392	99	2,247
21	1,402	100	2,247
20	1,363	97	2,247
19	1,352	96	2,247
18	1,349	96	2,247
17	1,349	96	2,247
16	1,405	100	2,247

(注) メーター使用料，消費税を含む。

平均料金は、事業体ごとの水道料金の単純平均である。(小数点以下四捨五入)



(注) メーター使用料，消費税を含む。

(5) 水道用水供給事業

ア 給水対象市町及び計画給水量

事業名	給水対象事業体	平成25年度 計画一日最大給水量 (m ³ /日)	平成25年度 実績一日平均給水量 (m ³ /日)	給水開始年月
広島水道 用水供給 事業	広島市	19,999	16,548	昭和55年7月
	広島市(沈澱水)	20,000	13,950	昭和46年8月
	呉市	27,089	19,924	昭和58年7月
	呉市(沈澱水)	23,500	16,391	昭和46年8月
	竹原市	4,720	3,923	昭和59年4月
	東広島市	47,026	43,925	昭和57年7月
	江田島市	2,152	1,817	昭和58年7月(昭和55年7月暫定)
	海田町	250	201	昭和61年4月
	熊野町	6,384	5,363	昭和57年8月
	大崎上島町	4,974	3,736	昭和54年7月(昭和49年4月暫定)
	計	156,094	125,778	
広島西部 地域水道 用水供給 事業	広島市(旧五日市町)	30,794	24,161	昭和51年7月
	大竹市	2,738	2,211	平成6年7月
	廿日市市	33,928	30,601	昭和52年7月
	計	67,460	56,973	
沼田川 水道用水 供給事業	三原市	12,425	9,899	昭和51年4月
	尾道市	43,820	37,978	昭和52年4月
	福山市	9,462	7,329	昭和52年4月
	東広島市 (旧河内町)	378	255	平成12年10月
	越智郡上島町 (愛媛県)	2,445	1,896	昭和60年7月
	計	68,530	57,357	
総合計	292,084	240,108		

イ 供給料金（平成25年度）

区 分		料金（1 m ³ 当たり）	
広島水道用水供給事業	浄 水	基本料金	31.08円
		使用料金	85.49円
		超過料金	276.70円
	沈 澱 水	使用料金	48.34円
		超過料金	96.68円
広島西部地域水道用水供給事業	浄 水	基本料金	32.27円
		使用料金	56.54円
		超過料金	241.40円
沼田川水道用水供給事業	浄 水	基本料金	36.48円
		使用料金	55.87円
		超過料金	216.12円

（注） 水道用水供給事業における水道の料金の額は、上記に定める料金月額に105/100を乗じて得た額。

（6）簡易水道事業

ア 事業数及び給水人口

平成25年度末の簡易水道事業数は86事業、現在給水人口は83,596人で、平成24年度末に比べ現在給水人口は、1,644人減少した。

（単位：か所，人）

年度	事業数			計画給水人口		給水区域内 現在人口 (A)	現在給水人口 (B)		B/A %
	公営	その他	計	公営	その他		公営	その他	
25	84	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	78.7
24	86	2	88	130,044	420	107,248	85,036	204	79.5
23	86	2	88	130,166	420	116,281	87,704	223	75.6
22	89	2	91	130,986	420	111,237	87,304	249	78.7
21	90	2	92	132,516	420	113,774	86,719	248	76.4
20	93	2	95	140,816	420	122,342	93,419	247	76.6
19	96	3	99	145,367	765	124,373	94,289	455	76.2
18	98	5	103	148,457	1,965	130,666	95,635	2,744	75.3
17	112	6	118	148,627	2,565	128,750	96,740	2,988	77.5
16	109	6	115	141,602	2,565	128,162	96,006	2,719	77.0

※ 数値は、各年度末現在。

イ 給水量及び年間収入

平成25年度の年間給水量は1,092万 m^3 で、年間収入は17億6,555万円である。

また、有収水量は865万 m^3 、有収率は79.2%で、有収水量1 m^3 当たりの収入は204円となっている。

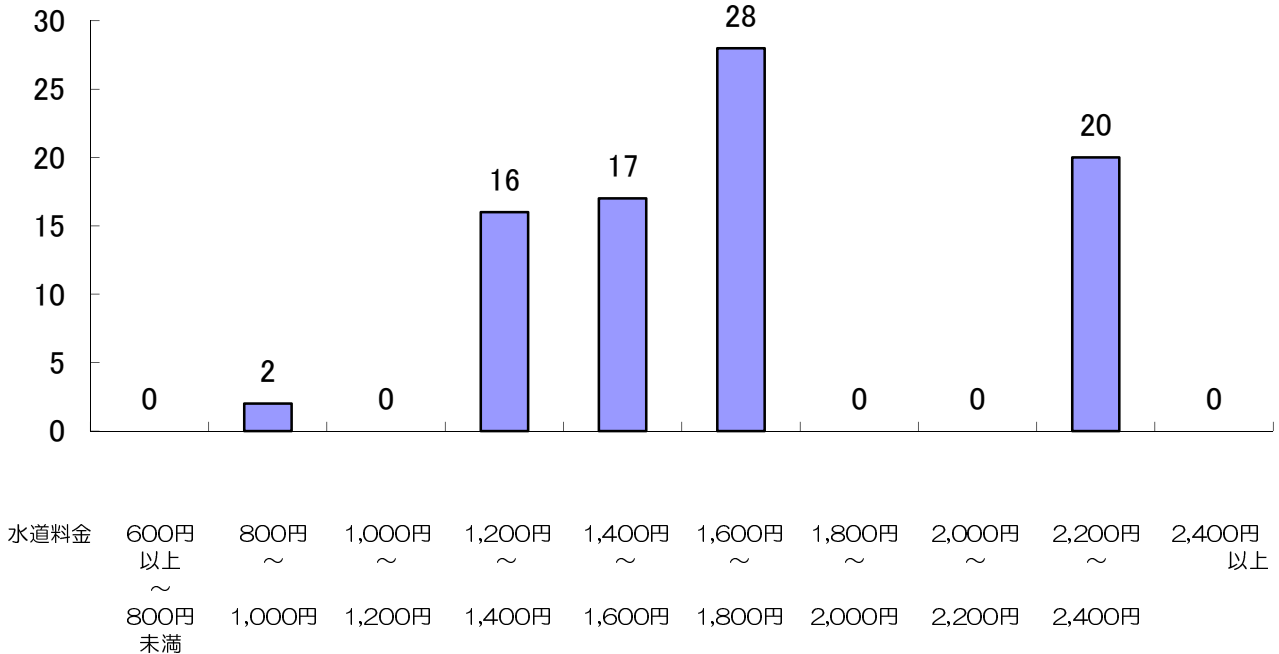
平成26年4月1日現在の公営の水道料金（10 m^3 換算、メーター使用料、消費税を含む）についてみると、県平均は1,697円となっており、事業別では三次市の2,246円が最も高く、最低の広島市（湯来、柵）の874円との料金差は2.6倍になっている。

給水量

年度	実績年間給水量 (m^3)	実績年間有収水量 (m^3)	水道料金年間収入 (千円)	有収率	有収水量1 m^3 当たり収入(円)
25	10,924,395	8,650,259	1,765,545	79.2	204.10
24	11,145,017	8,820,417	1,742,624	79.1	197.57
23	11,121,306	8,920,489	1,836,336	80.4	205.85
22	11,401,028	9,130,475	1,841,152	80.1	201.64
21	11,210,524	9,063,680	1,805,824	80.8	199.23
20	11,932,407	9,832,377	1,766,369	82.4	179.65
19	12,498,264	10,049,628	1,923,648	80.4	191.41
18	12,675,401	10,243,360	1,714,360	80.8	167.36
17	13,056,608	10,285,700	1,934,024	78.8	188.02
16	12,750,984	10,199,195	1,921,215	80.0	188.36

(事業数)

家庭用水道料金の分布（公営簡易水道、10 m^3 換算）



(注)

1 世羅町（山中福田）以上1地区は未給水のため除外した。

2 メーター使用料、消費税を含む。

(7) 専用水道

平成25年度末の専用水道（住宅団地及び療養所等における自家用の水道で、給水人口が100人を超えるもの、または、供給能力が20m³/日を超えるもの）の施設数は191か所で、給水人口は、17,081人となっている。

年度	事業所数	計画給水人口	現在給水人口	施設能力
25	191	30,207	17,081	212,741
24	198	30,524	17,266	213,136
23	200	30,034	17,352	212,991
22	206	30,542	18,011	213,312
21	205	31,206	19,440	212,703
20	219	31,899	21,415	214,488
19	232	31,148	21,205	215,955
18	233	38,171	22,959	217,968
17	230	32,565	21,760	216,288
16	229	46,675	21,475	222,501

(注) 上水道から受水しているもののうち、上水道の計画給水人口及び現在給水人口に含まれているものも併せて計上した。

(8) 簡易専用水道

簡易専用水道は、昭和53年6月から新たに法の適用を受けることになった。

同法の適用を受けるのは、水道事業から受ける水道水のみを水源としている受水槽の有効容量が10m³を超えるもの（昭和61年10月31日までは20m³を超えるもの）で、1年以内ごとに1回の水槽の掃除と定期検査等が義務づけられている。

なお、県内の定期検査機関では、(財)広島県環境保健協会が厚生労働大臣の登録を受けている。

平成25年度末の県内の簡易専用水道5,234施設の法定検査の受検率は83.2%である。

年度	施設数	定期検査受検施設	受検率(%)	全国平均(%)
25	5,234 (2,643)	4,357 (2,372)	83.2 (89.7)	76.5
24	5,245 (2,780)	4,440 (2,478)	84.7 (89.1)	78.7
23	5,265 (2,757)	4,515 (2,500)	85.8 (90.7)	79.4
22	5,283 (2,763)	4,525 (2,499)	85.7 (90.4)	79.8
21	5,338 (2,733)	4,447 (2,460)	83.3 (90.0)	79.0
20	5,372 (2,725)	4,444 (2,437)	82.7 (89.5)	80.0
19	5,392 (2,535)	4,223 (2,326)	78.3 (91.8)	78.4
18	5,521 (2,511)	4,173 (2,284)	75.6 (91.0)	79.0
17	5,480 (2,499)	4,203 (2,283)	76.7 (91.4)	81.8
16	5,529 (2,506)	4,187 (2,271)	75.7 (90.6)	80.8

(注) 受水槽の有効容量が20m³を超えるものを内数で()書きした。

6 市町別水道普及率分布図

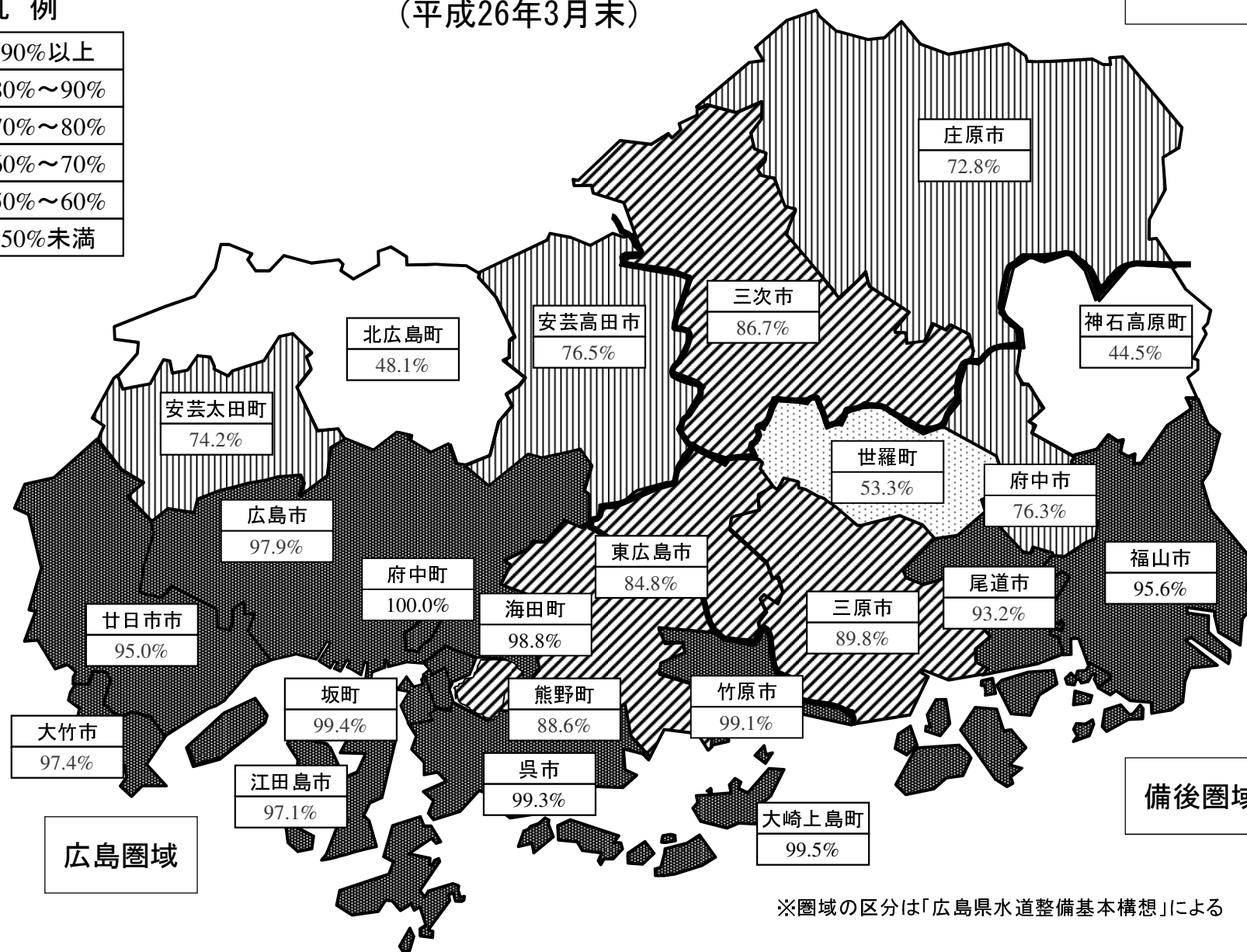
(平成26年3月末)

備北圏域

凡例

	90%以上
	80%~90%
	70%~80%
	60%~70%
	50%~60%
	50%未満

42



備後圏域

広島圏域

※圏域の区分は「広島県水道整備基本構想」による

7 平成26年度水道施設整備費国庫補助事業一覧表

(1) 簡易水道等施設整備費国庫補助事業

事業体名	地区名	区分	補助率	工期	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m3/日)	総事業費 (円)	国庫補助基本額 (千円)	国庫補助金 (千円)
広島市	湯来・下※	統合簡易水道	4/10	26~27	1,250	880	145,402,156	57,498	22,999
三原市	久井※	区域拡張	4/10	18~34	4,250	1,678	1,038,131,696	956,300	382,520
三原市	大和第1※	統合簡易水道	1/3	3~35	3,400	1,380	594,175,997	518,300	172,766
三原市	八幡※	統合整備	4/10	25~28	1,400	400	391,634,003	343,000	137,200
三原市	土取※	統合整備	4/10	26~28	120	30	88,625,898	81,600	32,640
尾道市	御調西部※	飛地区域	4/10	24~26	1,623	448	105,250,320	64,800	25,920
三次市	河内※	給水区域内無水源	1/3	21~29	1,040	319	173,741,800	165,086	55,028
三次市	田幸※	給水区域内無水源	4/10	16~27	2,100	718	233,599,760	228,500	91,400
三次市	三良坂※	統合簡易水道	1/4	15~26	4,230	1,623	7,983,880	7,000	1,750
三次市	作木※	統合簡易水道	4/10	20~28	670	266	143,237,741	135,314	54,125
三次市	吉舎※	統合簡易水道	4/10	20~28	3,060	1,467	128,382,480	126,000	50,400
三次市	三和※	統合簡易水道	1/3	23~31	1,430	689	129,980,160	126,522	42,174
庄原市	高野※	増補改良	4/10	24~26	150	67	33,404,715	33,405	13,361
廿日市市	津田※	統合簡易水道	1/3	20~26	3,250	1,590	87,173,160	82,500	27,500
安芸高田市	本郷※	区域拡張	4/10	24~28	930	340	232,848,854	224,300	89,720
安芸高田市	八千代※	水量拡張	1/3	13~28	4,400	2,132	37,721,043	32,400	10,800
安芸高田市	丹比・可愛※	区域拡張	4/10	25~28	1,900	610	209,657,780	197,750	79,100
呉市	倉橋※	基幹改良	1/4	26~28	2,100	877	11,493,360	11,493	2,873
北広島町	北広島町※	統合整備	1/4	26~28	6,980	4,010	13,824,000	13,824	3,456
大崎上島町	大崎上島町※	統合簡易水道	1/2	24~26	11,140	7,487	108,003,240	108,003	54,000
合計	20地区	20事業			55,423	27,011	3,914,272,043	3,513,595	1,349,732

※補助金等、千円単位のものとは各事業ごとに四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

※数値は実績報告時のものである。

※本省繰越分（※印があるもの）は、現年度執行分と併せて一括計上

平成25年度からの繰越分

事業体名	地区名	区分	補助率	工期	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m3/日)	総事業費 (円)	国庫補助基本額 (千円)	国庫補助金 (千円)
三原市	大和第1	統合簡易水道	1/3	3~35	3,400	1,380	461,182,661	52,832	17,611
三原市	八幡	統合整備	4/10	25~28	1,400	400	378,626,587	43,259	17,304

(2) 水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

区 分	事業主体名	総事業費 千円	単位(千円)		
			国庫補助基本額 千円	国庫補助金 千円	補助率
水道水源開発 施設整備費	※ 庄原市 (庄原ダム)	140,000	140,000	70,000	1/2
	小計(1事業)	140,000	140,000	70,000	
水道広域化施設整備費 【特定広域化施設整備】 【広域化促進地域上水道施設整備】	※ 広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	54,398	52,000	17,333	1/3
	※ 東広島市	307,229	117,000	39,000	1/3
	小計(2事業)	361,627	169,000	56,333	
ライフライン機能強化等事業費 (緊急時給水拠点確保事業)【重要給水施設配水管】	※ 江田島市	37,734	24,600	8,200	1/3
	※ 尾道市	32,340	30,000	10,000	1/3
ライフライン機能強化等事業費 (緊急時給水拠点確保事業)【緊急時用連絡管】 (水道管路耐震化等推進事業) 【老朽管更新】	※ 広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	673,283	643,080	214,360	1/3
	※ 尾道市	94,121	66,336	33,168	1/2
	※ 尾道市	44,325	34,206	11,402	1/3
	※ 広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	27,470	27,470	6,867	1/4
	※ 呉市	267,424	220,764	55,191	1/4
	※ 呉市	82,188	3,362	840	1/4
	小計(8事業)	1,258,885	1,049,818	340,028	
	合計(11事業)	1,760,512	1,358,818	466,361	

※数値は実績報告時のものである。

※本省繰越分(※印があるもの)は、現年度執行分と併せて一括計上

平成25年度からの繰越分

区 分	事業主体名	総事業費 千円	単位(千円)		
			国庫補助基本額 千円	国庫補助金 千円	補助率
水道広域化 施設整備費	東広島市	(45,300)	(45,300)	(15,100)	
		233,790	161,400	53,800	1/3
水道広域化 施設整備費	広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	(25,000)	(25,000)	(8,333)	
		89,843	66,801	22,267	1/3
ライフライン機能強化 等事業費	広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	(147,021)	(147,021)	(49,007)	
		644,215	331,995	110,665	1/3

※上段の()書きは25年度からの繰越分で、下段の内数である。

※数値は実績報告時のものである。

(3) 指導監督事務費

区 分	事業主体名	26年度総事業費 千円	国庫補助基本額 千円	国庫補助金 千円	補助率
水道施設整備費 水道施設整備費補助 離島振興事業費	広島県	2,303	2,303	1,151	1/2
水道施設整備費補助	広島県	157	157	78	1/2
合計		2,460	2,460	1,229	

※数値は実績報告時のものである。